

「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見提出者

(意見募集期間：平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 18 日)

(受付順、敬称略)

	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社ソラコム	代表取締役社長	玉川 憲
2	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長兼 CEO	宮内 謙
3	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

**「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

1 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>【意見 1】 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正することに賛同。 報告対象の項目や基準等について、市場環境の変化に応じ引き続き適切な検討・変更の実施が行われることを希望。</p>	<p>【考え方 1】</p>	
<p>市場動向を適切に分析・検証されるため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正されることについて賛同いたします。</p> <p>なお、特に LPWA サービスにおいては、電気通信事業者とエンドユーザ様との間に付加価値提供をされるパートナー様が入られる形態が想定されること、料金の設定をはじめとして様々なサービスの提供形態が発生する可能性があること、等、今後多様なビジネスモデルが生まれる可能性があります。</p> <p>サービス・市場を適切に把握されるという観点において、報告対象の項目や基準等については、市場環境の変化に応じ引き続き適切なご検討・変更の実施を頂くことを希望します。</p> <p align="right">【株式会社ソラコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同のご意見として承ります。 ・ 報告対象の項目や基準等については引き続き、市場環境の変化に対応して適時適切に見直していく考えです。 	<p>無</p>

2 電気通信事業法施行規則の一部改正案

<p>【意見2】 登録・認定の手続の単位を周波数毎とすることで事業者の負担が増加することを懸念。</p>	<p>【考え方2】</p>	
<p>【該当箇所】 電気通信事業法施行規則様式第1など [1 略] 2 電気通信設備の概要 [(1) ~ (3) 略] [注 1~4 略] 5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は、「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数</u>（当該周波数の電波を三・九-四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>【意見】 現在の携帯電話事業は、マルチな周波数帯域を利用し重畳的なエリアカバーとすることで技術の発展と需要の増加に対応しており、旧来の1ないしは2の単一的な周波数帯域で事業を展開していた当初より大きく進展してきています。</p> <p>一方で、エリア整備に関しては、電波法の認定計画に基づいて実施される必要があり今回の変更である登録・認定手続きの単位を「周波数毎、システム毎」とすることは携帯電話事業者の制度運用の負荷をより増加させるものと考えます。</p> <p>上述の状況に鑑みると、登録・認定制度については、むしろ、無線設備の種類の手続き単位を「システム単位」とする、重畳的にエリアカバーを行う新たな周波数の追加については「変更届出の対象」とする、もしくは無線設備の設置区域を「総合通信局の管轄区域」とするなどの規制緩和を図り、事業法手続きの簡素化を目指すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 本改正案は、電気通信設備の概要について、例えば以下のような場合に対応するため、伝送路設備の種類が無線設備の場合には、使用する周波数を記載する旨を明示することとするものです。</p> <p>－ 電波法に基づく特定基地局の開設計画の認定においては、同一のシステムであっても、使用する周波数ごとに開設指針を策定し、又は、認定の際に条件を付与し、周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用の促進等を義務づけています。</p> <p>－ 開設計画の認定を踏まえ、電気通信事業法に基づく電気通信事業の登録及び認定に係る手続においても登録条件を付し、その履行を確認する必要があります。</p> <p>・ なお、電気通信事業法に係る手続については、引き続き、市場環境の変化に対応して適時適切に見直していく考えです。</p>	<p>無</p>

<p>【該当箇所】 電気通信事業法施行規則 様式第 1、様式第 8、様式第 38 の 8、様式第 38 の 9</p> <p>【総務省案】 電気通信事業の変更登録の範囲を明確化するため、電気通信設備の概要の変更の 手続について、伝送路設備の種類が無線設備の場合に使用する周波数を記載する旨 を明示する。</p> <p>【意見】 今後、多様な新サービスの展開が加速する中で、効率的かつ迅速な事業運営を 図るためには行政上の手続も簡素化を含めた不断の見直しがされるべきと考えます。</p> <p>今回の改正によって、詳細な周波数の違いによる手続の増加等が懸念されること は否めないと考えます。このため、現行の手続を含め簡素化の方向で継続的に評 価・検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>		無
---	--	---